



令和7年3月25日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社佐藤渡辺に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力（いちりき） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 大平（おおひら） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社佐藤渡辺	国土交通大臣許可 （特-4）第001720号	鎌田 修治	東京都 港区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業及び舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注3）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（2）期間

令和7年4月9日から令和7年8月6日までの120日間

3. 処分理由

株式会社佐藤渡辺の元石川営業所長は、他の者と共謀の上、福島県石川郡石川町が令和4年9月26日に執行を予定していた「町道3042号線道路改良工事」及び「町道222号線道路改良工事」の指名競争入札に関し、公正な価格を害する目的で、令和4年9月7日頃から令和4年9月25日頃までの間に談合した。この結果、刑法第96条の6第2項の規定により、令和6年10月23日に郡山簡易裁判所において罰金40万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。